

# 第 1 章 計画策定の基本的な考え方

## 1-1 計画策定の背景

江別市では、平成 4（1992）年に開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された「アジェンダ 21」を踏まえて、環境の基本計画となる「えべつアジェンダ 21ー江別市環境管理計画ー」を平成 7（1995）年度に策定しました。

この江別市環境管理計画は、平成 11（1999）年 12 月に制定した「江別市環境基本条例」の理念や、江別市総合計画の計画期間との整合を図りながら、前期（平成 7～平成 15（1995～2003）年度）、中期（平成 16～平成 25（2004～2013）年度）、後期（平成 26～令和 5（2014～2023）年度）で運用してきたところです。

この計画に基づき、市民・事業者・関係団体と市が協力して環境の改善に努めてきたことから、江別市における環境の状況はおおむね良好な状態を保ってきました。

一方、環境を取り巻く社会情勢は世界的に刻々と変化しており、江別市もこれらの情勢を踏まえて適切に対応していくことが求められています。

### (1) 持続可能な開発目標・SDGs

平成 27（2015）年のパリ協定を契機に取組が加速している地球温暖化対策を筆頭に、資源循環や生態系の保全などの様々な環境問題に対して、環境・経済・社会の統合的向上を目指す「持続可能な開発目標・SDGs<sup>1</sup>」の考え方を活用した総合的な視点で取り組んでいくことが求められています。

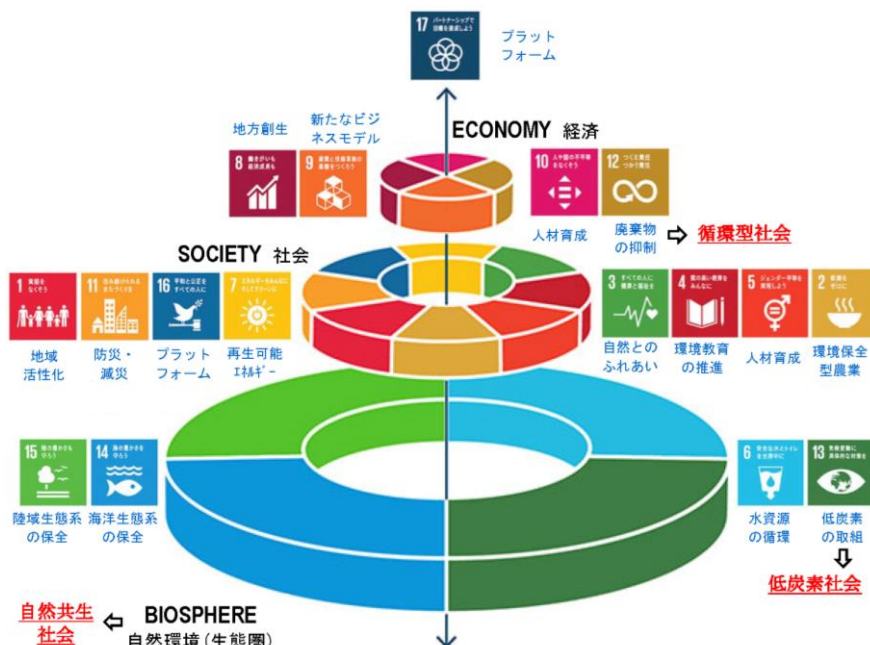


図 1 SDGsのウェディングケーキ (Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記)

出典：森里川海からはじめる地域づくり 地域循環共生圏構築の手引き（環境省）

1【持続可能な開発目標・SDGs】平成 27（2015）年に国連サミットで採択された、令和 12（2030）年までに持続可能な社会を実現するための世界共通の行動目標です。環境・経済・社会に関する 17 のゴール（目標）と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットが設定されています。※17 のゴール（目標）は資料編を参照。

## (2) 地域循環共生圏（ローカル SDGs）

地域循環共生圏は、日本が目指す持続可能な社会の姿であり、平成 30（2018）年に国が策定した「第 5 次環境基本計画」で掲げられ、都市も地方も多くの課題が山積する中で、それぞれの地域が主体的に「自ら課題を解決し続け」、得意な分野で互いに支えあうネットワークを形成していくことにより、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」を形成しようとするものです。

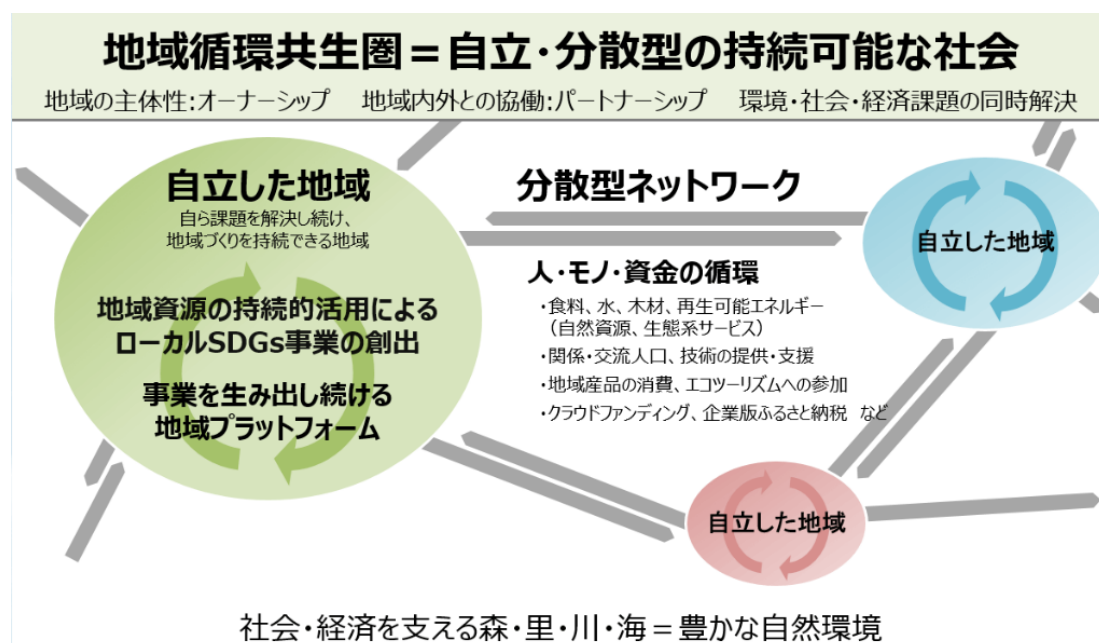


図 2 地域循環共生圏のイメージ

出典：環境省 ウェブサイト

## (3) パリ協定・脱炭素社会の実現

平成 27（2015）年に、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、「京都議定書」の後継となるもので、令和 2（2020）年以降の気候変動問題に対する国際的な枠組みとなり、世界全体の目標として、産業革命以前に比べて世界の気温上昇を 2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。

日本では、令和元（2019）年 6 月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、令和 32（2050）年までに 80%の温室効果ガス削減に取り組むことを基本的な考え方として、最終到達点として「脱炭素社会」を達成することを掲げました。

その後、令和 2（2020）年 10 月に、「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言したことを踏まえ、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」は見直され、令和 32（2050）年のカーボンニュートラルに向けた基本的な考え方やビジョン等が示されました。

## 1-2 計画策定の目的

江別市環境管理計画・後期推進計画の策定から約 10 年が経過し、前述のとおり環境を取り巻く社会情勢は刻々と変化してきました。

特に近年、地球温暖化による気候変動が世界的な問題となっており、国は令和 2（2020）年 10 月に、また、北海道は令和 3（2021）年 3 月に、令和 32（2050）年までに CO<sub>2</sub> 排出量の実質ゼロを目指すことを表明して、取組を進めているところです。

江別市としても、地球温暖化対策について積極的に取り組んでいくことが重要であると考えており、令和 5（2023）年 6 月 2 日、令和 32（2050）年までに二酸化炭素（以下、CO<sub>2</sub>）排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

本計画は、こうした様々な環境の動向を踏まえ、江別市における環境課題への対策と、ゼロカーボンシティの実現に向けて地球温暖化対策を効率的・効果的に進めるために、環境管理計画と地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を統合して、今後の 10 年間で江別市が目指すべき環境の将来像や、環境施策の基本的な展開方向を示すために策定するものです。

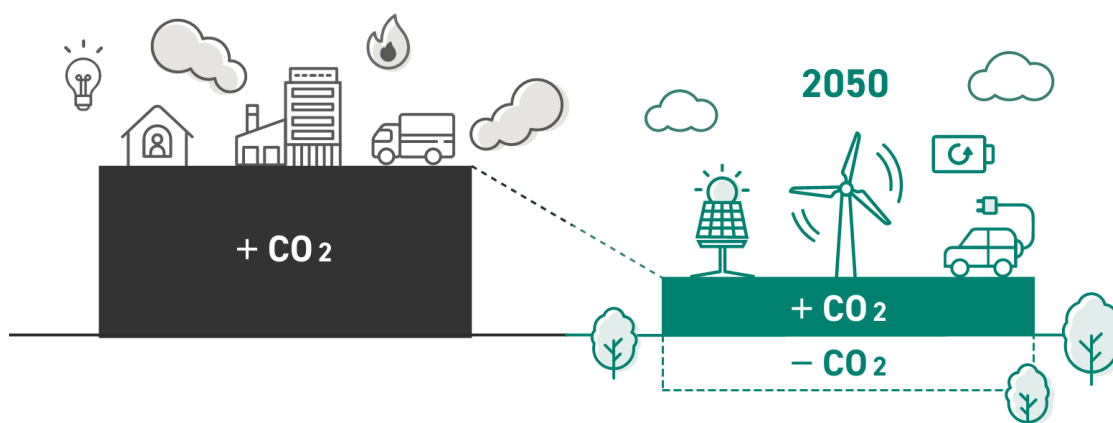


図 3 CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロの達成イメージ

出典：脱炭素ポータル ウェブサイト（環境省）

### 1-3 計画の位置付け

本計画は、「第7次江別市総合計画」を環境面から推進するために、「江別市環境基本条例」に基づき策定するもので、江別市における良好な環境の保全及び創造を進める上で基本となるものです。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に規定された地方公共団体実行計画（区域施策編）を包含するものです。



図4 計画の位置付け

## 1-4 対象とする環境の範囲と主な内容

本計画で対象とする環境の範囲は、身近な生活圏から地球全体に広がる範囲とします。

対象とする内容は、江別市環境管理計画・後期推進計画の取組を継続するとともに、環境を取り巻く社会情勢を踏まえて、強化すべき内容や、新たに位置付けが必要とされる主な内容に対応する形で、計画を策定します。

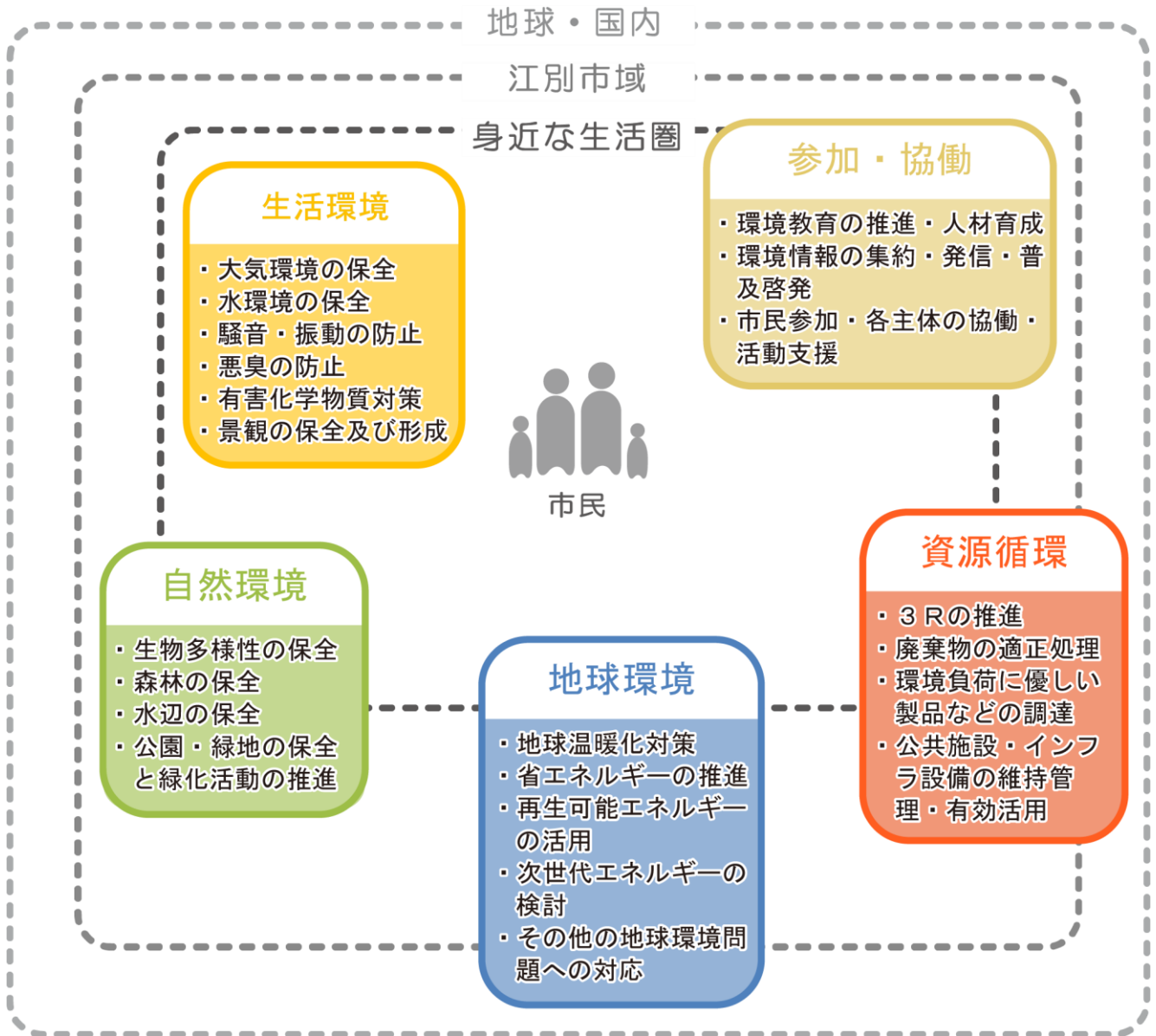


図 5 計画で対象とする環境の範囲と内容

## 1-5 計画の期間

本計画における計画期間は、「第7次江別市総合計画」に合わせて、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。

なお、本計画は、令和10（2028）年度を中間年として、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

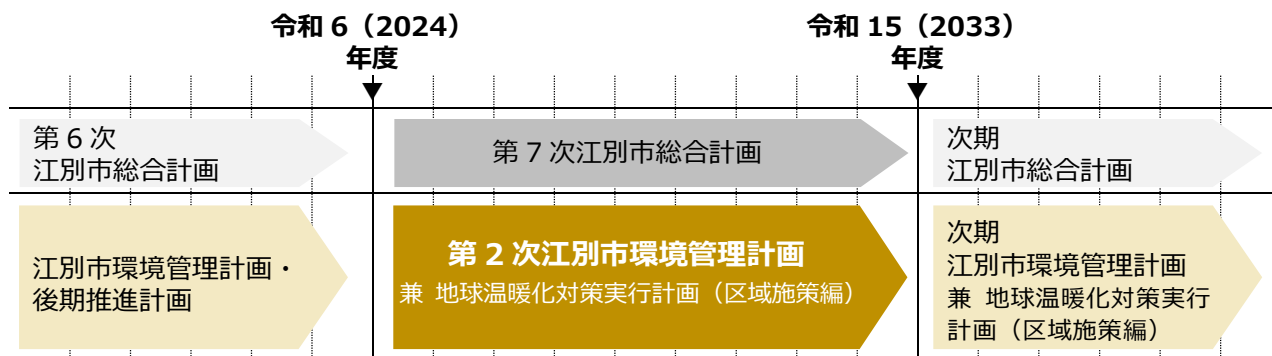


図6 計画の期間

